令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により 被災された皆さまに対する電気料金、託送供給料金等の特別措置について

2025 年 11 月 13 日東京電力パワーグリッド株式会社

このたび本年8月5日から9月21日までの間の豪雨および暴風雨による災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害の影響により、当社サービスエリア内の激甚災害(本激)が指定された地域において、託送供給等約款および離島等供給約款における特別措置を講じることとしましたので、お知らせいたします。

また、電気最終保障供給約款、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても同様の措置を講じます。

<対象地域(2025年11月11日時点)>

当社サービスエリア全域において、電気の供給を行う小売電気事業者等の皆さまおよび被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用します。

<託送供給等約款の特別措置>

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の1ヵ月延長

2025年7月分(2025年8月5日以降に支払期日を迎えるものに限る)、2025年8月分、9月分および10月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、料金算定日をそれぞれ1ヵ月間延長します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに料金算定を実施している場合は、遡っての 適用はいたしません。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には被災日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する接続送電サービス料金等を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は接続送電サービス料金等の免除 の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、2026年2月末日までにお申し込みいただいたものについては、 工事費負担金を申し受けません。

4. 臨時工事費の免除

再建等のため、臨時接続送電サービスの利用を申し込まれた場合で、2026年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

5. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時的に使用不能となった場合、2026年2月末日までの間は、 復旧するまで使用できない設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電 サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を申し受けません。

なお、使用不能となった設備が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

6. 計量器等の取付工事費の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、2026年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

7. 系統連系受電サービス料金の支払期日の1ヵ月延長※1

2025年7月分、8月分、9月分および10月分の系統連系受電サービス料金について支払期日をそれぞれ1ヵ月間延長します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての 適用はいたしません。

8. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、被災日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の 免除の対象外とさせていただきます。

9. 被災により運転できなくなった発電設備等の基本料金免除

災害により発電設備等が一時的に運転不能となった場合、2026年2月末日までの間は、 復旧するまで運転できない発電設備等に相当する系統連系受電サービス料金の基本料 金を申し受けません。

なお、運転不能となった発電設備等が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申 し上げます。

<離島等供給約款の特別措置>

1. 電気料金の支払期日延長

2025年7月分(2025年8月5日以降に支払期日を迎えるものに限る)、8月分、9月分 および10月分の電気料金について、支払期日(検針日の翌日から30日目)を1ヵ月間 延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を超過している場合は、遡っての適 用はいたしません。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、不使用日に相当する電気料金を申し受けません。 なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、被災前の契約をこえない内容で新たに申し込まれた場合で、2026 年 2 月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

4. 仮設工事費の免除

被災場所の復旧のために仮設電気を必要とされる場合で、2026 年 2 月末日までにお申し込みをいただいたものについては、仮設工事費は申し受けません。

5. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026 年 2 月末日までの間は、復日するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

6. 計量器等の取付工事費の免除

災害により引込線、計量器等の取付位置を変更される場合で、2026年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

<電気最終保障供給約款の特別措置>

1. 電気料金の支払期日の1ヵ月延長

2025年7月分(2025年8月5日以降に支払期日を迎えるものに限る)、2025年8月分、9月分および10月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ1ヵ月間延長します。 なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には、被災日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月まで、不使用日に相当する電気料金(不使用料金)を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、2026年2月末日までにお申し込みいただいたものについては、 工事費負担金を申し受けません。

4. 臨時工事費の免除

再建等のため、2026年2月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用についてお申 し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

5. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時的に使用不能となった場合、2026年2月末日までの間は、 復旧するまで使用できない設備に相当する電気料金の基本料金を申し受けません。 なお、使用不能となった設備が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げ ます。

6. 計量器等の取付工事費の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、2026年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

<再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の特別措置>

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日の1ヵ月延長※1

2025年7月分、8月分、9月分および10月分の系統連系受電サービス料金について支払期日をそれぞれ1ヵ月間延長します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての 適用はいたしません。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、被災日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の 免除の対象外とさせていただきます。

3. 被災により運転できなくなった発電設備等の基本料金免除

災害により発電設備等が一時的に運転不能となった場合、2026年2月末日までの間は、 復旧するまで運転できない発電設備等に相当する系統連系受電サービス料金の基本料 金を申し受けません。

なお、運転不能となった発電設備等が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申 し上げます。

※1. ただし、1. 系統連系受電サービス料金の支払期日延長においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

<お問い合わせ先> 本件に関するお問い合わせ先は以下の通りです。

【託送供給等約款の特別措置に関するお問い合わせ先】

ネットワークサービスセンター TEL 03-3509-1709

受付時間:9時~12時および13時~17時(土曜・日曜・祝日は除く)

低圧の工事費負担金等 :「1」のあとに「1」 高圧以上の工事費負担金等:「1」のあとに「2」

> 料金算定日の延長 : 「3」 不使用日割引 : 「3」 使用不能設備割引 : 「3」

【離島等供給約款の特別措置に関するお問い合わせ先】

- 東京電力パワーグリッド株式会社 TEL 0120-933-375
- 0120 番号をご利用になれない場合 TEL 03-4214-5678 (有料) 受付時間: 9 時~17 時 (12/29~1/3、日曜・祝日は除く)

【電気最終保障供給約款関するお問い合わせ先】

TEL 03-4346-6060

受付時間:9時~17時(土曜・日曜・祝日は除く)

【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の

特別措置に関するお問い合わせ先】

発電側課金ダイヤル TEL 03-6375-9041

受付時間:9時~17時(12/29~1/3、土曜・日曜・祝日は除く)